



あけまして
おめでとうございます

大鹿保育所きく組のねずみダンス 春には1年生! 元気にがんばるぞ!!

2008
1 広報

おおしか

No.190

◇平成20年1月発行/大鹿村役場 ◇印刷/龍共印刷株式会社



the most beautiful
villages
in japan

年頭のごあいさつ

大鹿村長 中川 豊



あけましておめでとうございます。
年頭にあたり、村民の皆様方が本年もご健康ご多幸でありますよう、心からご祈念申し上げ、ご挨拶申し上げます。さて昨年は、本村においても、いろいろな変化があった年でした。

四月の統一地方選挙において、新しい村議会議員が選出されました。八名のうち四名が新人で、新鮮な視点で村政にご参画いただいています。第五代桜の女王も誕生しました。そのうち一名は本村出身で、様々な村の行事でご活躍いただいています。村民の皆様にもエキストラとしてご協力いただいた映画「Beauty-うつくしいもの-」は無事完成し、素晴らしい作品に仕上がりました。今後、一般公開されることにより、大鹿村の美しい自然や文化が全国に発信されるものと期待しています。十月に開催された「日本でも美しい村」連合総会においては、「村民の皆さんの温かいおもてなしの心がひしひしと伝わってきた」と村外の参加者から賛辞をいただきました。村の人々の悲願であった松川インター大鹿線の滝沢トンネルは、昨秋に着工の運びとなり、平成二十一年秋には供用開始となる予定です。村で安定した生活をしていくためには、収入を得るための産業基盤を確保しなければなりません。そこで、新たな産業振興策として、夏秋イチゴ栽培に取り組むこととし、村として栽培施設の整備に着手しました。以上のように、私は、昨年は村民の皆様の努力が大きく実を結んだ年であったと思っています。

本村は、村を発展させる資源が他町村よりたくさんある村です。村にある地域資源を活かし、新たな産業振興も図りながら、自立に向けた取組みを本年も積極的に行ってまいりたいと考えております。他人をあてにしたり、他人のせいにしてみても、事を成し遂げることはできません。村に暮らす人々が、自らの事として、お互いに助け合って村を活性化し、歴史ある大鹿村を守っていくことが求められています。

一方で、本村の財政構造が地方交付税に大きく依存する脆弱なものである点は変わりありません。新たに導入されるふるさと寄付制度などを最大限活用し自主財源の確保に努めるとともに、手綱を緩めることなく一層の行財政改革を進め、健全財政を維持してまいりたいと考えております。

私は、自治体のトップとして、希望を捨てず、より良い村づくりのために頑張っていく所存です。村民の皆様方におかれましては、一層のご支援、ご助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

大鹿村議会議長 松下 隆夫



新年明けましておめでとうございます。
年頭に当たり村議会を代表して、村民の皆様方のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げます。

日頃は我々議会活動に対し、ご支援と激励を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。次第であります。

ご承知のように当村は、「日本でも美しい村連合」の一員として美しい環境づくりと美しい心をめざし、村民の皆様方のご協力で一丸となって取り組んでおります。今後に於いても美しい村づくりにご尽力を願うところでです。

現在大鹿村にとって、生命線というべき松川インター大鹿線（小洪線）の滝沢トンネル工事も昨年の十一月に本格的に着工されまして、平成二十一年の完成をめざして着々と進められおりますが、本村に於いてはまだまだ道路改良をはじめ、河川改修、治山工事等の促進を積極的に推進して、災害に強い地域づくりをして行かなければなりません。

今、国・県に於いて先行きが不透明であり、特に国政に於かれましては、福田政権のもとで、〇八年予算で財政の健全化をめざして格差是正など野党対立点が多く「ねじれ国会」の激しい論戦となるのは必至、審議の行方が気になるところであります。

県に於いても、村井県政の中で厳しい財政の中、財源確保として四月から森林づくり県民税（森林税）や中期総合計画など本年度の予算編成の成り行きが課題とされるところです。

我々小規模自治体では、最大の財源としての地方交付税の先行きをはじめとして、福祉、医療、介護、少子高齢化対策等多くの課題が山積みしております。私共は安全で安心して暮らせる地域づくりを懸命に進めて参る所存であります。今後とも村民皆様方の、尚一層のご支援ご協力を心よりお願い申し上げます。この一年が皆様方にとって輝かしいものであることを祈念いたしまして私の年頭のご挨拶といたします。

平成19年12月

大鹿村議会定例会報告

平成十九年十二月大鹿村議会定例会が十二月十三日から二十日までの八日間の会期で開会されました。今定例会に提案された議案等は、報告一件、条例改正三件、補正予算五件で、すべて原案どおり可決されました。報告は、監査委員から十九年度の定期監査の結果が報告されました。請願二件は審議の結果採択されて意見書が、上局に提出されました。陳情一件は継続審査となり、要望一件は採択されました。また、一般質問は七名の議員からありました。

報 告

報告第一号 平成十九年度定期監査報告について

付議事件

議案第一号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第二号 一般職の職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第三号 大鹿村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第四号 平成十九年度大鹿村一般会計補正予算（第三号）について

議案第五号 平成十九年度大鹿村国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について
議案第六号 平成十九年度大鹿村立診療所特別会計補正予

算（第三号）について

議案第七号 平成十九年度大鹿村営水道特別会計補正予算（第二号）について

議案第八号 平成十九年度大鹿村介護保険特別会計補正予算（第二号）について

議員発議

発議第一号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書の提出について

発議第二号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

請 願

○深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める請願書

○「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を

求める請願書

採択

陳 情

○後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情

継続審査

要 望

○地すべり対策事業に関する要望書

採択

一 般 質 問

「茂木 寛議員」

*第三次大鹿村総合振興計画及び後期「過疎地域自立促進計画」の進捗状況について

（村長）計画に記載されている事業について、着手、未着手を区分してみますと約二／三の事業については完了若しくは事業執行中となっております。

高齢化が進み、林業、観光など計画の実行には村に入ってくる道路が最大の課題とされている。

「小澤 正義議員」
*限界集落について村として今後どのような施策をもって取り組んでいかれるか。

（村長）「限界集落」という言葉は抵抗がある。また、大鹿ばかりでなく全国的なものと思っている。他の町村とともに国に財源を求めていき、振興策には積極的に取り組んでいきたい。

「黒塚 悟議員」

*高齢者福祉施設の対策として複合施設の建設について

（村長）認知症関係の方は二十五人ほどいます。二十年度に生活支援ハウスを建設するよう計画をしております。

（保健福祉課長）支援ハウスは定員が十名程度、高齢で独居などの入居規定があり、面積は一戸十八㎡以上で福祉施設との併設がよいとされている。

「北島千良穂議員」
*委託料について

（村長）議事録や水質検査など役場でできない業務は見積もりを徴収して委託をし、指名競争入札によっているものもある。

（総務課長）CATV施設については、安定して情報を伝えていくために毎年の点検は行っています。

*特定健診、特定保健指導について

（村長）いままで行っている誕生日健診は今後も続けていく。受診率は現在五十二％、啓発をして年三％ずつ上げていき六十五％を目指したい。

「神田仁佐夫議員」

*大鹿村活性化の具体的方策について

（村長）活性化の施策は昭和四十年代から取り組んでいるが実効が上らない。小渋線

と地藏峠の道路がネックとされている。景観作りには条例など立案していきたい。

「熊谷 英俊議員」

*日本で最も美しい村連合のあり方について

（村長）この連合は政治力を持ったものにはなっていない。当面二十町村に向けて努力する。大鹿村は、住民の心が一つになれるようなことをしていきたい。

*新しい公会計制度の導入への対応について

（総務課長）今のところどの程度の事務量になるかなど不明な点が多い。県、広域、町村会などにより研修会が行われているので二十三年度には間に合わせたい。

「矢澤 正義議員」

*夏秋苺の栽培計画について

（村長）産業振興、若者定住対策で、適地でもあるので取り組みたい。

（産業建設課長）七名が組合登録をした。四月までに研修施設を作つて研修をしていく。多くの人が研修できるようにし、拡大を図りたい。

*最近交通事故が多発しているが対策は

（村長）お互いが注意するよう啓発していきたい。大河原市場には看板などは考えにくい、ひとり一人の意識改革が大事。

大鹿村人事行政の運営等

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

①部門別職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)			対前年増減数(人)		備 考
		17年	18年	19年	18年	19年	
総務	務	7	6	6	△1	0	
税務	務	2	2	2	0	0	
農林	林	5	6	6	1	0	
商工	工	2	2	2	0	0	
土木	木	2	2	2	0	0	
小計		18	18	18	0	0	
民生	生	9	7	7	△2	0	
衛生	生	2	2	2	0	0	
小計		11	9	9	△2	0	
一般行政	計	29	27	27	△2	0	
教育	育	4	4	4	0	0	
小計		4	4	4	0	0	
水道	道	1	1	1	0	0	
診療所	所	5	5	5	0	0	
その他	他	2	3	3	1	0	
小計		8	9	9	1	0	
合計		41	40	40	△1	0	

(注)職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員をなどを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

②一般行政職の級別職員数の状況

(平成19年4月現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事補主事	主任・主査	係長・主幹	課長課長補佐	村長が定める課長	村長が特に定める課長	
職員数	1	10	15	2	4	1	33
構成比	3%	30%	46%	6%	12%	3%	100%

2. 職員の給与の状況

①人件費の状況 普通会計決算

区 分	住民基本台帳人口(人)	歳出額 A(千円)	人件費 B(千円)	人件費率 B/A(%)
18年度	1,299	1,856,476	262,263	14.5
17年度	1,325	1,851,446	273,316	14.8

②職員給与費の状況 普通会計一般職員

区 分	職員数(人)	給 与 費(千円)		
		給料	職員手当	計
19年度	33	122,202	91,280	213,482
18年度	34	123,638	84,141	207,779

(注)予算に計上された額です。

③職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成19年4月現在)

	区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	大鹿村	308,591	42.1

④特別職の報酬等の状況 (平成19年4月現在)

	給 料		報 酬
村 長	685,000円 (548,000円)	議 長	233,000円 (205,040円)
助 役	592,000円 (485,440円)	議 長	161,000円 (141,680円)
教 育 長	519,000円 (425,580円)	議 長	148,000円 (133,200円)
上段: 条例で定められた月額 下段: 平成19年度1年間の月額		議 長	135,000円 (121,500円)

3. 職員の勤務時間その他の勤務状況

①職員の勤務時間と休日 (平成19年4月現在)

一週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始 業	終 業	休憩時間	週休日
40時間	8:30	17:30	12:00~13:00	土・日曜日

②年次有給休暇の状況 (平成18年度実績)

総付与日数	総使用日数	職員数	1人当たり平均使用日数	消化率
1,572	479	40	12	31%

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

該当無し

5. 職員のサービスの状況

特記事項無し

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

区 分	団 体 等
加入保険制度	長野県市町村職員共済組合
福 利 厚 生	長野県市町村互助会 大鹿村職員等親睦会

7. 公平委員会報告事項

勤務条件に関する措置要求
不利益処分に関する不服申立て

要求無し
申立て無し

大鹿村のバランスシートをお知らせします

バランスシートとは

村民の皆さんが利用する村の施設(財産)や、村が持っている現金等が年度末にどのくらいあるかを一覧表で示したもので、「資産」、「負債」、「正味資産」の3つの内容から構成されています。

本バランスシートは、平成18年度決算に基づいて作成した平成19年3月31日現在(昭和44年度から平成18年度まで)のものであります。

お金を使って作られた資産の内容

資産合計 1,245,230万円

有形固定資産	1,031,667万円
・役場庁舎等	83,518万円
・農林業施設等	290,587万円
・道路公園住宅等	277,326万円
・小中学校等	271,566万円
・その他施設	108,670万円
投資等	131,158万円
・投資、出資	18,490万円
・基金	112,668万円
流動資産	82,405万円
・現金、預金、未収金等	

使ったお金の内容・性質

負債合計 311,597万円

固定負債	271,731万円
・地方債	243,933万円
(翌々年度以降の償還予定額)	
・退職金見積額	27,798万円
流動負債	39,866万円
・翌年度償還予定額	

正味資産合計 933,633万円

国からの補助金	76,790万円
県からの補助金	153,342万円
税金、交付税等	703,501万円

大鹿村の総資産は **1,245,230万円** です。

民生児童委員が新しく委嘱されました

民生児童委員が12月1日付けで厚生労働大臣より委嘱されました。

任期は、平成19年12月1日から平成22年11月30日までの3年間で。

住民の福祉の増進を図るための活動をしていただきます、名簿及び担当地区は下記のとおりです、お気軽に担当委員の方にご相談下さい。

職 名	氏 名	担 当
会 長	田 島 龍 二	下市場一・下市場二
副 会 長	松 尾 久 子	塩原・大栗・北入一・北入二
	北 村 嘉 盛	上市場、清水、中尾
	上 前 丈 夫	釜沢、上蔵、沢戸
	梶 君 江	南山・河合・塩河・西
	宮 下 裕 美 子	中峰・梨原・沢井・入沢井
	北 澤 幸 夫	文満・文満団地・落合
	吉 川 詩 子	下青木・上青木・深が沢・北の原
主任児童委員	宮 崎 安 子	村内全域

税 務 だ よ り

平成20年 1 月号

確定申告と納税相談のお知らせ

* 本年より例年配布していましたが『村県民税の申告書』は配布しませんので、以下をお読みいただきまして、申告が必要な方は申告期限内に申告をお願いします。(大鹿村納税相談日程表を参照ください。)

●大鹿村に村県民税の申告が必要な方

◎平成20年 1 月 1 日現在、大鹿村に居住する方で次に該当する方は、大鹿村に村県民税の申告が必要です。

○給与所得者で

- ・給与所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ・2ヶ所以上から給与の支払を受けた方
- ・平成19年中に退職し、その後就職していない方や、アルバイト、パートなどで勤務先から役場に給与支払報告書の提出がない方

○公的年金収入のみで所得税が源泉徴収されていない方で

- ・65歳以上で年金収入額が148万円を超える場合
- ・65歳未満の方で年金収入額が98万円を超える場合

○所得がなく、どなたにも扶養されていない方

○金額の多少に関わらず上記以外の所得があった方

※上記に該当される方で申告がないと…

所得証明等の発行や国民健康保険税の軽減措置及び国民年金の免除申請等に不利になる場合があります。

●村県民税の申告をしなくてもよい方

◎次の方は大鹿村に村県民税の申告をする必要がありません。

○所得税の確定申告書を税務署へ提出する方

○1箇所からの給与のみで他に所得がなく、年末調整の内容に変更がない方

○公的年金収入のみで所得税が源泉徴収されていない方で

- ・65歳以上で年金収入額が148万円以下の場合
- ・65歳未満の方で年金収入額が98万円以下の場合

※社会保険料控除、扶養控除、医療費控除等の控除を受けようとする方は申告が必要です。

●税務署に所得税の確定申告が必要な方

◎次の方は、税務署に『所得税の確定申告書』を提出してください。

○税務署から確定申告書が送付されている方

○給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方

○営業所得、譲渡所得、山林所得のあった方

○雑損控除、医療費控除や住宅借入金等特別控除などで所得税の還付を受ける方

○上記のほか特に相談を希望される方は、直接飯田税務署においてご相談下さるようお願いします

※上記に該当する方は、大鹿村の申告相談会場にお越しいただいても税務署での申告相談をお勧めする場合があります。

* 飯田税務署での確定申告及び申告期間は次のとおりです

平成19年分所得税の確定申告：平成20年2月18日(月)～3月17日(月)

★ただし、土・日曜日、祝日等は閉庁となります。

★確定申告による所得税の納期限は平成20年3月17日(月)です。

◎詳しくは…国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認されるか、飯田税務署(☎22-1165)におたずねください。

(注意) 申告、納税が遅れると…

期限内に申告や納税をしなかったり、間違った申告をしますと、後から不足の税を納めるばかりでなく、加算金や延滞金を納めることになります。

●納税相談に必要なものは次のとおりです。

○印鑑

○農業所得のある方は「収支計算の手引」等により、収支内訳をまとめた書類

○営業や不動産所得のある方は、収入、支出のわかる書類

○給与所得者、公的年金受給者は、源泉徴収票または支払証明書

○各種控除証明書、領収書

生命保険料、地震保険料^(注)、国民健康保険税、国民年金・農業者年金などの保険料、介護保険料、医療費、介護負担金、寄付金、その他控除に必要な書類

(注)「地震保険料控除」が新設され、損害保険料控除は廃止となりますが、経過措置として平成18年3月31日までに契約した長期損害保険料については従来どおりの控除となります。

○障害者控除を受ける方は、障害者手帳、その他必要な証明

※必要であるか不明な場合はすべてご持参ください。

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方へ

●控除しきれなかった分は、住民税（所得割）から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

●申告が必要となります。

申告期限：平成20年3月17日(月)

平成20年度以降、住民税のローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合は、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市町村の税務担当又は所管の税務署へ下記の手続きにより『市町村民税・道府県民税住宅借入金特別税額控除申告書（以下「住民税住宅ローン特別税額控除申告書」）』を提出してください。

●手続きについて

所得税の確定申告をされる方、されない方によって「住民税住宅ローン特別税額控除申告書」の種類が違います。また、提出先も違いますのでご注意下さい。

①給与収入のみを有しており、すでに年末調整が済んでいる方で、所得税の確定申告をされない方

→「住民税住宅ローン特別税額控除申告書（給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用）」に源泉徴収票を添付して市町村役場の税務担当へ提出してください。

②所得税の確定申告をされる方

→所得税の確定申告書と一緒に「住民税住宅ローン特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」を所管の税務署へ提出してください。

※「住民税住宅ローン特別税額控除申告書」は、役場税務窓口にありますので、必要な方はお申し出下さい。



大鹿村納税相談日程表

■受付時間 午前9：00～午後4：00

■日 程 下表のとおり(土・日を除く)

期 日			会 場	自 治 会 割 当	
				午 前	午 後
2月	19	火	大鹿村役場 2階研修会議室	落 合	
	20	水	〃	＊ 予 備 日	
	21	木	大鹿村交流センター	下 市 場 一	
	22	金	〃	下 市 場 二	
	23	土			
	24	日			
	25	月	大鹿村交流センター	上市場・文満団地	
	26	火	〃	上 蔵	
	27	水	〃	釜沢・清水	沢 戸
	28	木	〃	上青木・深ヶ沢	中 尾
	29	金	〃	文 満	
3月	1	土			
	2	日			
	3	月	大鹿村交流センター	下 青 木	＊ 指定日に都合のつかない方
	4	火	大鹿村役場 2階研修会議室	＊ 予 備 日	
	5	水	公民館 鹿塩地区館	梨 原	沢井・入沢井
	6	木	〃	大 栗	＊ 指定日に都合のつかない方
	7	金	〃	塩 河	
	8	土			
	9	日			
	10	月	公民館 鹿塩地区館	中 峰	西
	11	火	〃	塩 原	北入一・二
	12	水	〃	河合・南山	＊ 指定日に都合のつかない方
	13	木	大鹿村役場 2階研修会議室	農業青色申告者	
	14	金	〃	＊ 予 備 日	
	15	土			
	16	日			
	17	月	大鹿村役場 2階研修会議室	＊ 指定日に都合のつかない方	

＊指定日以外の場合はお待ちいただくことがあります。

＊都合により会場を変更することがあります。

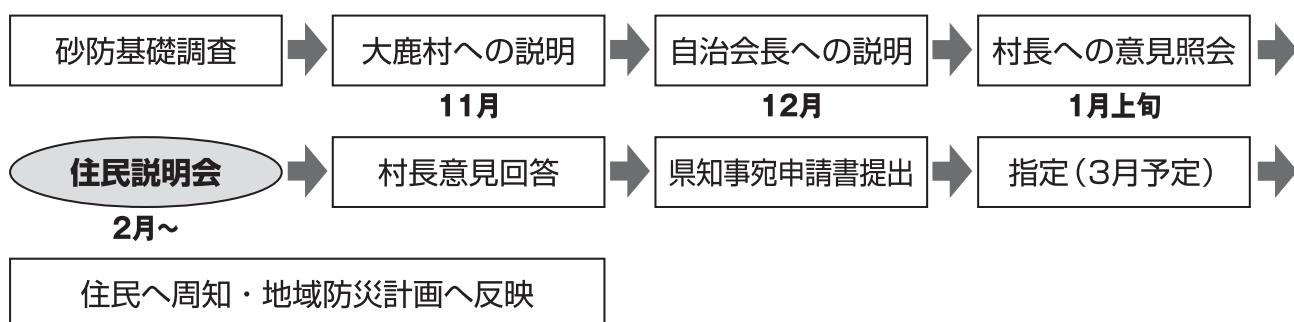
土砂災害警戒区域が指定されます

平成13年4月に施行された土砂災害防止法により、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るために、土砂災害の発生する恐れのある区域を指定し、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行います。

大鹿村では本年3月の指定に向けて、2月に村民説明会を予定しています。説明会では具体的な危険箇所、その内容等を説明いたします。近日中に地域の皆様に通知を差し上げますのでご都合を付けてご出席ください。

なお、本村では多くの地域が警戒区域に指定されますが、危険だから立ち退くとか個人で防災対策をしなければならないというものではありません。自分の住んでいる場所や地域の状況を知ることによって、災害時にどのように対応するか等、今後の防災対策に役立てていくことになります。

【土砂災害警戒区域の指定の手順】



*大鹿村では地すべりの区域は後日の指定となります。

＜土砂災害警戒区域とは＞ ……土砂災害の恐れがある区域

＜土砂災害特別警戒区域とは＞ ……建物が破壊され、住民に大きな被害が生じる恐れがある区域

「土砂災害防止法」で区域に指定されると……

警戒区域では



警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

【市町村】

特別警戒区域ではさらに



建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。



特定の開発行為に対する許可制

住宅地分譲や災害弱者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限り許可されます。【都道府県】



建築物の移転

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。

【都道府県】

国民年金からのお知らせ

「ねんきん特別便」をお送りします。

～あなたの年金記録の確認をお願いいたします～

社会保険庁

基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録について、平成19年11月からコンピューターによる名寄せ作業を開始し、その結果、皆様の基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に、12月から平成20年3月までの間に、「ねんきん特別便」を順次お送りいたします。

それ以外のすべての皆様の方にも、順次「ねんきん特別便」をお送りいたしますので、お待ち下さい。

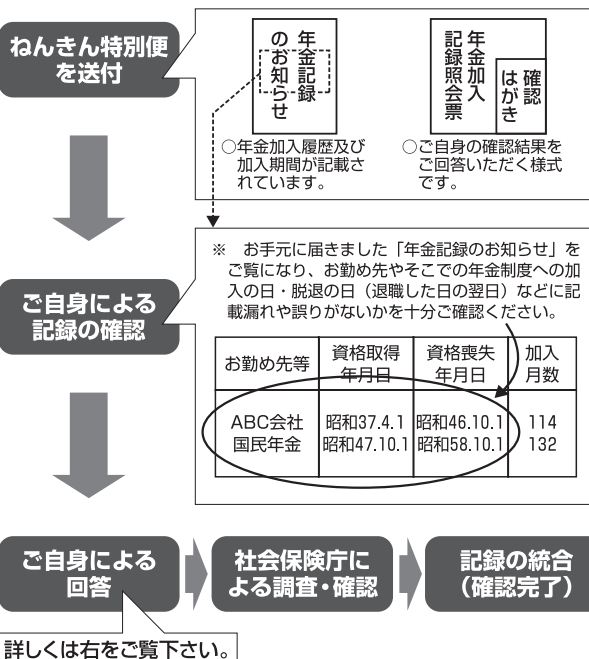
●年金受給者の方々へは、平成20年4月から5月までの間に。

●現役加入者の方々へは、6月から10月までの間に。

「ねんきん特別便」によるご本人様のご確認及びお手続きを経て、はじめて記録が結びつくことができます。

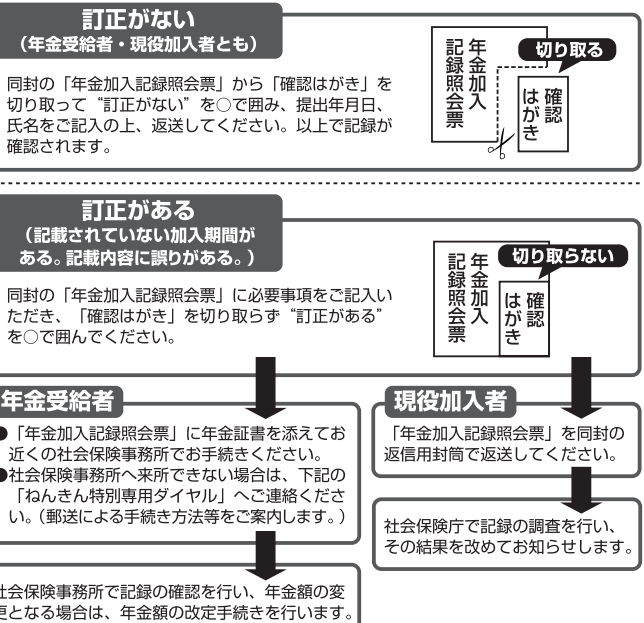
お手順をおかけいたしますが、お手元に届きました「ねんきん特別便」により、ご自身の年金記録に記載もれや誤りがなければ、必ずお手続きくださいますようお願いいたします。

「ねんきん特別便」と記録統合までの流れ



年金加入記録の確認後の手続きの流れ

年金加入記録に訂正がある場合、年金受給者と現役加入者では、手続き方法が異なります。ご注意ください。



【ご質問・お問い合わせは】

「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ（ご利用時間は同封書類でご確認を）



0570-058-555

※ IP 電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※ 一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

※ お近くの社会保険事務所または年金相談センターの相談窓口へもおいでください。

※ 詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>) まで。

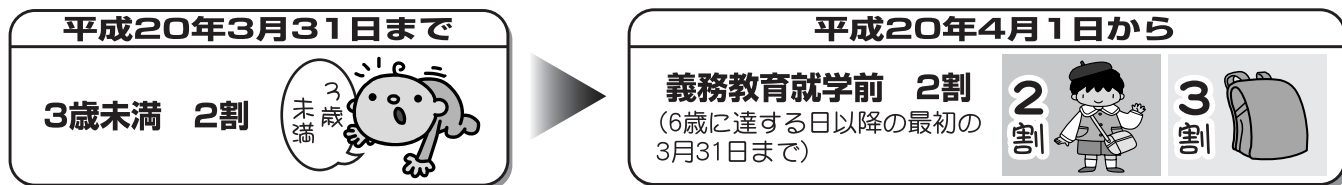
(注意)「ねんきん特別便」に関して、ATMの操作をお願いすることはありません。

国民健康保険からのお知らせ

～平成20年4月から変わります～

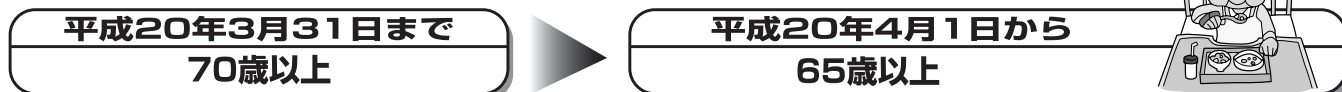
義務教育就学前の子どもの自己負担割合が2割になります

乳幼児の医療費を2割負担に軽減する対象年齢が、「3歳未満」から「義務教育就学（小学校入学）前」までに拡大されます。



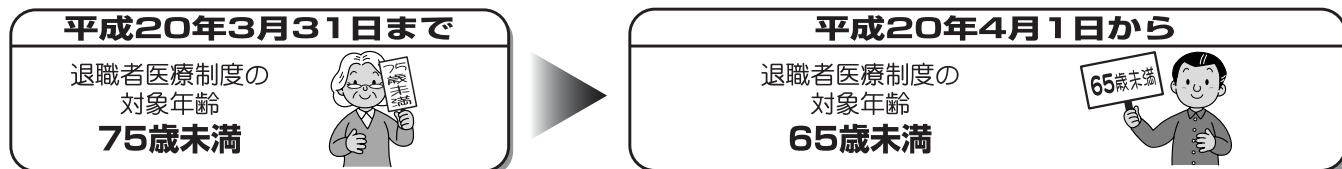
療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象年齢が65歳以上になります

70歳以上と老人保健制度で医療を受ける人が療養病床に入院するとき、食費と居住費を自己負担しますが、その対象年齢が65歳以上になります。



退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金（厚生年金など）を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、平成20年4月からその対象年齢が65歳未満になります。65歳になりますと、一般の国保の加入者となります。



70歳～74歳の方 自己負担割合が1割に据え置かれました

制度改正によって平成20年4月から70～74歳の方のうち現役並みの所得のある方以外は、医療機関を受診した場合、自己負担が2割に上げられることになっていました。しかしこの見直しが凍結され、**平成20年4月～平成21年3月までの1年間は自己負担が1割に据え置かれます。**

※すでに自己負担が3割の方は除かれます。

※後期高齢者医療制度の対象となる一定障害のある方は除かれます。

会社の健康保険や共済組合の被扶養者の方(75歳以上) 保険料を軽減します

平成20年4月より後期高齢者医療制度(※)が始まりますが、会社の健康保険や共済組合の被扶養者だった人（これまで保険料を納付していなかった人）は、平成20年4月から半年間、保険料の支払いが免除されます。また10月から平成21年3月末までは、保険料の所得割は課せられず、均等割も9割軽減されます。

※広報あおしか7月号掲載

●被扶養者の方の保険料免除・軽減

所得割 保険料	免 除	免 除	免 除
均等割 保険料	免 除	9 割軽減 (1 割負担)	5 割軽減 (5 割負担)

平成20年4月～
9月まで

平成20年10月～
平成21年3月まで

(被保険者の資格
を得てから2年間)

後期高齢者医療制度の被保険者となる被扶養者の方の保険料軽減策として、被保険者となってから2年間は所得割保険料を免除し、均等割保険料の5割を軽減することとされていますが、今回の措置はそれに加えて行われるものです。この措置に係る財源は国が負担します。

なお、今後、正式に内容が決められた段階で改めてお知らせします。



介護・高齢福祉通信



今回は、大鹿村で一番の長寿、笹木美さゑ さんを紹介します。

美さゑさんは、12月で満102歳を迎えられました。

1年程まえに、足を骨折をするまでは、お風呂に入るときに家族が介助する以外は、身の回りのことは自分でしていました。

骨折してから、介護保険で、週1回のデイサービスで入浴をし、平日の訪問介護を利用するようになりました。デイサービスで入浴するようになってからは、家族の負担が減りましたが、大勢の人と出会えたりと、美さゑさんご本人が楽しんで、元気に帰宅しています。

美さゑさんは、尋常小学校を卒業すると、岡谷の製糸工場で働き、23歳位のときに笹木家へ嫁いできました。家の農業や養蚕を手伝い、3人のお子さんに恵まれ、現在は孫3人、ひ孫が6人います。

年が明けて、数えて103歳となり、家族での介護も一層の励みになっています。長寿の秘訣は「よくわからん」と猛さん。しかし、「よくやってくれる」と奥さんの利美さんへ感謝をしています。

猛さんご夫妻や孫、ひ孫といつまでも元気に暮らせるよう頑張っていく決意です。



「にこにこ集会」を開催しましょう

12月6日に、河合・塩河地区の合同「にこにこ集会」が開催されました。

今回は、向田の国道沿いに植えた花の手入れをおこない、その後、忘年会で五平餅を作って皆さんで一年間の労を癒やしました。

塩河地区では「にこにこ集会」を毎月開催しています。公民館前の花の手入れや、茶話会をして地域の親睦を深めています。

河合地区では隔月位で開催しています。旬の物を取り入れた料理を作ったりと、男性の方が中心となって会を盛り上げています。

村では、地域の健康増進や介護予防、助け合い等を目的として、にこにこ集会を推進しています。

全地域で、男性の参加者が少ないようです。男性は高齢になると閉じこもりがちになりますので、元気なうちから参加しましょう。

にこにこ集会についてのお問合せは、保健福祉課までお願いします。



「特定健診・特定保健指導」について

特定健康診査・特定保健指導とは？

生活習慣病をより効果的に予防するために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、メタボリックを中心とした検査内容で自分の体をチェックし、危険度に応じて保健指導（改善と予防に向けた）が行われます。

メタボリックシンドロームとは？

内臓脂肪型肥満



腹囲

男性85cm以上
女性90cm以上



高血糖

空腹時血糖が110mg/dl以上又はヘモグロビンA1cが5.2以上

高血圧

収縮時血圧130mmHg以上かつ/または拡張期血圧85mmHg以上

脂質異常

中性脂肪150mg/dl以上かつ/またはHDLコレステロール40mg/dl未満

内臓脂肪型肥満に加え、右の高血糖・高血圧・脂質異常のうち2項目以上が該当（1項目のみは予備軍）

中川 佐藤 長瀬 大森 前澤 後藤
伊藤 あか 希 将 芳 瑞
歩 紀 畝 人 隆 稀
(隆佐) (明穂) (修) (利男) (江里子) (慎治) 文満団地
文満 団地 沢井 戸

お誕生おめでとう



片桐 北澤 吉川 井澤 菅崎 下澤 小澤 宮下 菅沼 中村 前澤 小島
正 美 ゆき 幸 文 千 さん 忠 好 那 房
吾 子 恵 男 雄 代 登 糸 重 人 美 子
40才 (中峰) 81才 (塩原) 84才 (文満) 85才 (上青木) 91才 (上市場) 75才 (下市場一) 87才 (清水) 76才 (清水) 83才 (西) 78才 (入沢井) 92才 (沢戸) 83才 (塩河)
松梶 宮下 笹木 中村 宮崎 松田 森上 木村 井澤 吉川 羽場 古島
ゆり 下さ 兄 勝 仁 田 キクエ 茂 立エ ツミ 美千夫 光子 寛次
93才 (西) 85才 (上蔵) 91才 (上市場) 57才 (下市場一) 95才 (上蔵) 82才 (上市場) 99才 (下市場一) 90才 (文満) 56才 (上市場) 88才 (下市場一) 62才 (塩河) 74才 (中峰)

ご冥福をお祈りします

村の行事予定

1月

1月16日 スチール缶と鉄類の収集
1月21日 三種混合予防接種③
1月22日 チラシ・雑誌等の収集
1月30日 その他プラスチックの収集
1月下旬 埋立てゴミ収集

2月

2月5日 その他紙の収集
2月13日 アルミ缶と鉄類の収集
2月18日 三種混合予防接種④
2月18日 ~3月17日予定 納税相談
2月19日 段ボール・牛乳パックの収集
2月中 土砂災害警戒区域住民説明会

3月

3月4日 びん類・ペットボトル収集
3月10日 三種混合予防接種⑤
3月11日 スチール缶と鉄類の収集
3月上旬 公民館クラブ発表会
3月27日 新聞紙の収集
3月下旬 歩け歩け大会
3月下旬 福祉と健康の集い
3月下旬 埋立てゴミ収集

4月

4月1日 その他紙の収集
4月15日 アルミ缶と鉄類の収集
4月22日 段ボール・牛乳パックの収集
4月中旬 大鹿さくら祭り
4月下旬 育林祭
4月29日 河川一斉清掃

平成20年 大鹿村消防団出初式



平成20年大鹿村消防団出初式が、1月6日大鹿村交流センターにおいて、厳粛に挙行されました。

好天に恵まれた屋外では消防車両9台と消防団員が整然と並び、村長をはじめ来賓の方々の観閲を受け、その後ホールにおいて消防団員の永年の功労や成果を讃えました。

そして、今年一年の無災害を祈念しました。

あんなこと こんなこと カメラリポート



ひよこクラブ クリスマス会

ひよこクラブのクリスマス会にサンタクロースがやってきました。サンタさんに、興味しんしんの子供達。歓声よりも泣き声の方が多かったかなあ…



小学生 門松プレゼント

昨年末には、小学校の1年生と3年生が手作りした「ミニ門松」が、デイサービスや、香松寺、お世話になった皆さんに届けられました。



平成19年度 表彰者一覧

退団報償・感謝状

消防庁長官報償

筒井 健 一

〃

森下 正義 明

県知事報償

足助 山 則

〃

板山 井 浩

大鹿村消防団感謝状

筒井 健 一

〃

森下 正義 明

〃

足助 山 則

〃

板山 井 浩

〃

下原 孝 生

団員表彰

長野県消防協会

功労章

平神 瀬 定 雄

努力章

崎 嶋 鋭 介

精績章

駒 瀬 泰 工

〃

北 島 康 治

技術章

田 中 千 佳

精勤章

森 本 信 志

〃

湯 沢 雅 行

〃

紙 谷 幸

飯伊消防協会

功績章

宮 坂 浩 二

功労章

今 村 勝 利

〃

後 藤 慎 治

〃

塩 澤 英 明

北部地区班

努力章

木 下 雅 志

〃

下 澤 正 寛

〃

相 澤 昇